

浦 監 第 6 号
平成 18 年 4 月 27 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	菊 原	栄 三
同	醍 醐	誠 一

平成 17 年度定期監査（都市整備部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します

平成 17 年度定期監査（都市整備部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 1 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

都市整備部

3．監査の実施期間

平成 18 年 2 月 1 日から 3 月 22 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 都市計画課

地方自治法第 174 条第 1 項の規定により専門委員を置いている。専門委員は、都市計画に関する指導及び助言をする等、都市整備上の重要施策の積極的な推進を図るために、委嘱をしている。今年度の活動実績を見ると、専門委員としての実績が少なく、関連業務である景観マスタープラン関係の業務が大半であった。専門委員を置く場合は、目的に沿った業務が達成できるよう努められたい。

職員の時間外等勤務時間の状況を調査したところ、午後 5 時から 15 分間の休憩を取得していない職員が見受けられた。所属長の説明では、休憩を取ることが困難であると判断したとのことであったが、人事課の指導によると 15 分休憩は、労働基準法に定められており、特別な理由を除き休憩を取得するよう指導がなされていることから、早急に執務体制を見直しされたい。

(2) 住宅対策課

市営住宅使用料については、平成 17 年 4 月から 12 月までの間に 13 世帯 1,562,500 円の滞納が発生していた。毎月督促を行うよう対応を早めるとともに、連帯保証人に対しては、滞納状況の周知や督促を行うなど、徴収の強化に努められたい。

猫実第 1・第 2 市営住宅エレベーター保守管理業務について、機種及び委託業者が異なるのに予算額と契約金額が同額であった。委託先として、

エレベーター設置業者だけでなく、より広く業者選定を行い、競争原理が働くよう検討されたい。

(3) 公園緑地課

指名競争入札及び見積もり合わせによる随意契約において、設計額と契約額が同額のものが見受けられた。結果として競争原理が働いている状況とはいえないので、業務内容を精査し、見直しを検討されたい。

交通公園動物運営委託について、近隣において動物に関する専門知識を有する業者が他に見当たらないという理由で一社随意契約を行っているが、調査したところ都内に委託が可能な業者が見受けられた。早期に一社随意契約の見直しについて検討されたい。

墓所管理料の未納について、原因を調査したところ、住所変更により墓地使用者等の所在が把握できないことが主な理由であった。墓地、埋葬等に関する法律施行規則第7条により、墓地等管理者である市は、墓地使用者等の住所及び氏名を記載した帳簿の整備が義務付けられている。個人情報保護法があるものの、施行規則により住所等の帳簿の整備を義務付けられている以上、未納が発生しないよう、所在の把握をできる限り行うべきである。関係課と調整し、墓地使用者等が住所変更した場合に追跡調査ができるよう検討されたい。

管理職員特別勤務手当の運用については、平成12年12月28日付け浦人第354号により、手当対象の勤務であっても先ず、週休日の振替え等を行うことを原則としているが、振替えよりも手当受給の方が多く見受けられた。今後は、極力振替えで対応するよう改められたい。

(4) 市街地開発課

平成16年3月26日付けの監査結果報告において、未利用市有地の適正な管理と、遊休地の有効活用について検討するよう指摘し、平成16年12月22日付けで措置報告があった。その後の状況を確認したところ、改善されていない市有地が見受けられたので、今後、市有地の適正管理を徹底するとともに、遊休地の活用に努められたい。

平成16年3月26日付けの監査結果報告において、境界が不明確な土地については、適切な処理を講じるよう指摘し、確定作業が進められているが、境界未確定の過密買収土地は83件あることから、確定作業を促進されたい。